

東日本大震災の被災者へ届け!菊池市行政区民の思い

菊池市区長協議会（松本隆幸会長）は、3月15日に東日本大震災に関する緊急役員会を開催し、行政区ごとに募金活動を行うことを決定しました。各区長を先頭に、班長や区民の皆さんの協力で、12,121,507円が集まりました。

また、義援金の準備中、本市と友好都市である岩手県遠野市から、被災者の受け入れなどで生活物資が不足しているという情報が入りました。そこで菊池市区長協議会は再び緊急役員会を開き、集められた義援金の一部を物資に換えて送ることを検討しました。会議では、「義援金の配分が遅れているなか、被災者を救うために生活に必要な物資を送ることは、募金していただいた区民の善意を裏切る行為ではない」と判断。義援金2,100,000円を物資に換えて被災地へ送ることを全会一致で決定しました。

4月15日には、菊池市区長協議会の会員4人が、物資に換えていない義援金10,021,507円を日赤熊本県支部へ届けました。同支部の榎村事務局長へ義援金を手渡した松本会長は、「各行政区の区長を



日本赤十字社熊本県支部の榎村事務局長（右）へ目録を手渡す菊池市区長協議会の皆さん

中心に、班長や区民のあたたかい支援と協力で集まった大事な義援金です。1日も早く被災者の皆さんへ行き渡ることを願っています」と話しました。

今回の募金活動にご協力いただいた行政区民の皆さんに深く感謝するとともに、被災地の1日も早い復旧・復興を願っています。

4/3
(日)

第56回熊日菊池桜マラソン大会

熊日菊池桜マラソン大会があり、満開の桜の中を約1,000人の選手が健脚を競いました。この大会は、ハーフ・10km・5km・3kmの4コース、16部門に分かれて行われ、選手たちは菊池地域振興局前をスタートし、各中継地点を折り返して、中央グラウンドのゴールを目指しました。今回は「東日本大震災」に関わる被災者への義援金として、総額63,844円を熊本日新聞社を通して寄付しました。

各部門の優勝者は次のとおりです。（敬称略）

■ハーフコース

男子 40歳未満の部 古庄喜充圭 男子 40歳以上の部 岩木憲一 女子の部 森奈津代

■10kmコース

男子 40歳未満の部 富田誠至郎 男子 40歳以上の部 白井征男 女子の部 朝長奈津美

■5kmコース

男子 40歳未満の部 岩永浩明 男子 40歳以上の部 釜井丈二

女子 40歳未満の部 福田 妙 女子 40歳以上の部 久本晶子

中学生男子の部 春田賢志 中学生女子の部 陣川 萌

■3kmコース

小学生男子の部（1年～3年） 姥 京佑 小学生男子の部（4年～6年） 浦川大樹

小学生女子の部（1年～3年） 吉村日菜 小学生女子の部（4年～6年） 本多由有莉



スタート直後の子どもたちと声援を送る沿道の人々

国民年金情報

問い合わせ先 市民課市民年金係 ☎0968(25)7211、各総合支所市民係

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されました

これまでは障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に加算を行っていました。しかし、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届出によって加算を行うことになりました。

平成23年4月からの加算の範囲

・平成23年4月1日より前において受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもを有している場合には、法施行時（※）から加算の対象となります。

※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。

・平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもを有することとなった場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象となります。

※婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

照会先

障害年金加算改善法については、市民課および各総合支所民生課国民年金担当窓口、熊本西年金事務所

児童扶養手当額や児童扶養手当制度については、子育て支援課および各総合支所民生課児童扶養手当担当窓口

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係

法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合には、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能になります。

■児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

■児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合

母子世帯や父子世帯の人は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

4/11
(月)

未来にはばたけ!新1年生

菊池市内の小学校14校と中学校5校でそれぞれ入学式が行われ、小学生407人と中学生442人の新1年生が新たなスタートを切りました。

泗水小学校（田嶋義法校長）では66人が新1年生となり、名前を呼ばれると「はい!」と大きな声が会場に響き渡りました。6年生からは「皆さんが入学するのを楽しみに待っていました」と歓迎の挨拶があり、最後は2年生の息の合った出し物を見て喜んでいました。



校長先生から教科書と安全帽を受け取る新1年生

4/10
(日)

平成23年度 菊池市消防団入団式

菊池市消防団入団式が菊池市総合体育館で行われ、111人の新消防団員が誕生しました。東日本大震災での犠牲者に対し黙祷が捧げられ、岩木憲文団長が「被災地で生活支援に取り組んでおられる消防団に対し敬意を表したい。自らの郷土は自らで守るという使命を深く認識し、訓練に励み、地域の第一線での活躍を期待している」と訓示を述べました。新消防団員たちは緊張感のある式典の中、消防団員としての責任感を感じ取っているようでした。



消防署職員の指導を真剣に聞く新入団員